毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

規　則
○福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則　一
○福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則　三
○福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則　三

規　則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県規則第三十七号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号を削る。

第二条第二項中「県内に居住する成年者であって独立の生計を営み、かつ、」を「独立の生計を営む者であって」に改める。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第五号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同表に次のように加える。

歯科衛生士	一　医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所 二　その他知事が適当と認める施設

第十一条の次に次の一条を加える。

（現況報告書の提出）

第十二条　契約の相手方は、学校等を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年四月十五日までに、同月一日現在の現況を現況報告書（様式第十号）により知事に報告しなければならない。

様式第一号中

「

貸与期間	年　月から　年　月まで
貸与申請額	修学資金月額　50,000円 入学金に相当する額　円
貸与期間	年　月から　年　月まで

」を

「

」に改める。

様式第三号中「月額　50,000円」を「月額　入学金に相当する額　円」に改める。

様式第九号の次に次の一様式を加える。

様式第１０号（第12条関係）

現況報告書

年　月　日

福島県知事

貸与決定番号　第　号

申請者　住　所

氏　名（ふりがな）　印

年４月１日現在の状況について、下記のとおり報告します。

記

勤務等の状況

１　次の医療機関等において 理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・歯科衛生士として勤務しています。

医療機関等の名称

医療機関等の所在地

２　その他

備考

１　１又は２のうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。

２　１については、該当する職種を○で囲むこと。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長にして用いること。

附　則

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

２　改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）第二条に規定する修学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（地域医療課）

福島県規則第三十八号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十九年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該申請をする日の属する年度に公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に入学した者にあっては、第三号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

第一条第三号を次のように改める。

三　福島県立医科大学の学業成績証明書

第二条第一号中「福島県立医科大学」を「公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学」に改める。

様式第一号中

「

貸与申請の種類（□にチェックすること。）	□ 第一種貸与　月額　150,000円	□ 第二種貸与　月額　100,000円	加算額	入学料　円

」を「貸与申請額」に改める。

様式第三号中

「

修学資金	月　額　150,000円
加　算　額	入学料　円

」を「

修学資金の種別	第　種貸与
修学資金月額	円
入学料に相当する額	円

」に改める。

様式第三号中

「２　修学資金の種別　第　種貸与

３　決定金額　修学資金月額　円

入学料に相当する額　円」を「２　決定金額　修学資金月額　150,000円

入学料に相当する額　150,000円」に、「４　貸与期間」を「３　貸与期間」に、「５　貸与条件」を「４　貸与条件」に改める。

様式第六号中

「

２　条例第６条第１項第２号に規定する県内臨床研修等従事期間が、同号に規定する期間に達したため

３　業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため（条例第６条第１項第３号に該当）

」を

「

２　条例第６条第１項第２号に規定する県内臨床研修等従事期間が、同号に規定する期間に達したため

３　業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため（条例第６条第１項第３号に該当）

４　業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため（条例第６条第１項第２号に該当）

」に、「４　条例第７条第１項第４号」を「３　条例第７条第１項第４号」に、「５　死亡」を「４　死亡」に、「３から５」を「２から４」に改める。

附　則

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

２　改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（地域医療課）

福島県規則第三十九号

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ただし書中「十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第三号ア中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号イ本文中「三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」を「三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」に改め、同号イただし書中「八の項まで、十の項から十九の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の

項及び四十五の項」に改め、同項第四号中「十一の項から十九の項まで、二十五の項」を「十二の項から二十の項まで、二十六の項」に、「三十一の項から三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」を「三十二の項から三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」に改め、同条第二項第三号中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

第十八条第一項中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,390円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷